

[事案 2020-307] 新契約無効請求

・令和3年11月17日 和解成立

※本事案の申立人は、[事案 2020-308] の申立人の配偶者である。

<事案の概要>

募集人に契約内容に関する質問をしたが、回答がなく放置されたことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成30年1月に銀行を募集代理店として契約した2件の低解約返戻金型終身保険について、以下の理由により、契約を無効にして既払込保険料を返還してほしい。

(1)募集人に対して契約内容に関する質問をしたが、募集人は回答をせずに放置した。保険会社が金融商品を取り扱う以上、募集人は、契約者からの質問に答えるべきである。

<保険会社の主張>

申立人からの質問に募集人が回答しなかったことは、契約無効の原因にはならないことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約申込当時の状況等を把握するため、申立人および申立人配偶者ならびに募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約の無効は認められないものの、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

(1)申立人の行った質問の内容および事情聴取の結果も踏まえると、申立人は契約内容を十分に理解しておらず、募集人は、募集時に申立人らの理解度に合う十分な説明を行ったか、疑義が残る。

(2)募集人は、申立人（契約時70代前半）は高齢者ルールの対象外であると陳述しているものの、代理店の高齢者ルールによると、準高齢者として70歳以上への対応も存在しており、募集人はこれら自社の高齢者ルールを正確に理解していなかった。

(3)申立人からの質問に、募集人が速やかに対応していれば、本件の長期化は避けられたと思われる。